

# 兵庫県立大学学長選考会議規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第10条の2第10項の規定に基づき、兵庫県立大学学長を選考する学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (この規程の規定の範囲)

**第2条** 定款又はこの規程を除く法人規程及び兵庫県立大学規程に規定されている事項についても、この規程に掲げるものとする。

## (審議事項)

**第3条** 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事
- (2) 学長の任期に関する事
- (3) 学長の解任に関する事
- (4) 学長に対する業績評価に関する事
- (5) その他選考会議の運営に関し必要な事項

## (組織)

**第4条** 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 定款第17条第1項に規定する経営審議会を構成する委員の中から当該経営審議会において選出された者 4人
- (2) 定款第19条第1項に規定する教育研究審議会を構成する委員の中から当該教育研究審議会において選出された者 4人
- 2 前項第1号に掲げる委員のうち2人は、定款第17条第2項第2号及び第4号とし、他の2人は定款第17条第2項第5号から選出された者とする。
- 3 第1項第2号に掲げる委員のうち少なくとも2人は、定款第19条第2項第3号から選出された者とする。
- 4 理事長及び学長は、選考会議の委員となることができない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、委員が経営審議会又は教育研究審議会を構成する者でなくなった場合、あるいは委員が学長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。
- 6 委員が前項その他の事由による辞任、事故等により欠員となった場合は、選考会議は、速やかに委員を補充しなければならない。

#### (議長)

**第5条** 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (招集及び議事)

**第6条** 選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。
- 3 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、学長予定者の選考を決定する議事は、議長を含む出席者の過半数を、学長の解任の申出を決定する議事は、議長を含む出席者の3分の2以上の多数をもって決する。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって選考会議の議決に代えることができる。

#### (決定事項の報告)

**第7条** 選考会議は、第3条に掲げる審議事項について決定したときは、遅滞なく理事会並びに経営審議会及び教育研究審議会に報告するものとする。

#### (庶務)

**第8条** 選考会議の庶務は、経営企画部総務人事課において行う。

#### (補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、会議の公開、議事録の作成等、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年10月3日から施行する。

#### 附 則 (令和3年4月1日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。